

今号の主な内容

使用料・手数料の改正、男女共同参画条例…2面  
18年度予算が決まりました…3・4面  
健康、市民文化祭、公民館…5面  
子ども読書まつり、消費生活、官公署…6面

第3期  
(平成18~20年度)

介護保険事業計画を策定し、  
介護保険料を改定しました

問い合わせ 保健福祉部高齢介護課

介護保険料の改定

市では、介護保険制度を運用していくため、介護保険事業計画を策定し、介護サービス等の需給目標、基本的な方針、保険料等を決定しています。事業計画は3年ごとに改定され、今回は平成18~20年度までの第3期計画となります。

介護保険制度の安定した運営を目指して

介護保険制度は、18年度の制度改正により、「介護予防」に重点が置かれ、「地域支援事業」や「地域密着型サービス」など様々な事業や施策が創設・導入されます。これは、高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」という介護保険の基本理念を基本としながら、制度を維持するために必要な改革を展開していくためのものです。

一方で、高齢者人口の増加等による要介護認定者数の増加から、給付費の増が見込まれるため、給付費総額に対して収支の均衡が図れるように額を定めている介護保険料は、給付費の増に比例して増額しなければなりません。今回の事業計画では、これらの施策を含め、必要な介護保険給付サービスの量・質を確保しながら、保険料の大幅な変化を回避することにより介護保険制度の安定した運営を目指し、具体的な施策を展開していく計画を策定しました。

介護保険料の改定

18~20年度の介護保険の財源は、介護給付費総額の19% (15~17年度は18%) を第1号被保険者(65歳以上)の保険料から、31% (同32%) を第2号被保険者(40~64歳)の保険料から、残りの50%は公費(国25%、都・市で各12.5%)からその割合が決まっています。したがって、介護給付費総額の動向が保険料の水準に直接影響します。

事業計画では、18~20年の3年間に必要な介護給付費を推計し、第1号被保険者の人数に応じて基準月額を算定しました。また、介護保険事業運営基金(介護保険事業の剰余金の積立)を活用することにより保険料の大幅な上昇を緩和しました。

第1号被保険者の介護保険料が決定しました

第1号被保険者の介護保険料は所得などの状況によって6段階(右下表参照)に分かれます。介護保険料基準月額を第4段階の3千851円(603円増額)とし、所得の状況に応じて設定する各段階の保険料は、3月定例市議会の審議を経て改定しました。

また、第6段階のうち、第2・3段階(従来の第2段階が2つに分かれたもの)は世帯全員が住民税非課税であっても、収入額が一定以下のか

たと一定以上のかたに分けて保険料を決定することにより、低所得のかたへの負担軽減を図りました。

改定後の介護保険料については、7月中旬に「介護保険料納付書及び決定通知書」でお知らせします。

65歳以上の非課税措置の廃止により非課税世帯から課税世帯となるかたへ

18年度から、65歳以上で前年の合計所得金額が25万円以下のかたに適用される非課税措置の廃止に伴い、18年度から次の①又は②に該当し、保険料段階が上がるかたは、18・19年度は段階を踏んで保険料を引き上げる激変緩和措置を講じます。

①住民税非課税から課税となる場合  
②税制改正の影響で、世帯主又は世帯員が新たに課税となったことにより、世帯は住民税課税となるが、本人については住民税非課税となる場合

現在、介護保険料を年金から天引きする特別徴収の対象となつて年金は、老齢基礎年金と旧法の老齢年金・退職年金に限られていたが、18年10月以降は遺族年金・障害年金も対象となります。

遺族年金・障害年金からの特別徴収の開始

現在、介護保険料を年金から天引きする特別徴収の対象となつて年金は、老齢基礎年金と旧法の老齢年金・退職年金に限られていたが、18年10月以降は遺族年金・障害年金も対象となります。

高齢者生活支援助成の廃止

介護保険料の支払いが困難なかたに対し、負担を軽減するため保険料の2分の1相当額の助成を行う高齢者生活支援助成は、今回の制度改正により新たに第2段階が創設されたため、事業の見直しを行い、支援制度は廃止となりました。

第2号被保険者の介護保険料

加入している医療保険によつて異なり、それぞれの算定方法に基づき保険者が決定します。現在の医療保険の保険料と一括して徴収されます。※不明な点等詳細は、加入している健康保険組合等に問い合わせください。

第1号被保険者(65歳以上のかた)の介護保険料

段階	対象者(所得の状況)	保険料率	保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	基準額×0.42	年額 19,400円 (月額 1,617円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.5	年額 23,100円 (月額 1,926円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しないかた	基準額×0.75	年額 34,700円 (月額 2,888円)
第4段階(基準段階)	本人が住民税非課税のかた(本人は住民税非課税であるが、本人以外の世帯員は課税の場合)	基準額	年額 46,200円 (月額 3,851円)
		税制改正がなければ第1段階又は第2段階に該当するが、税制改正による影響で第4段階に該当するかた	18年度 基準額×0.66 年額 30,500円(月額 2,542円) 19年度 基準額×0.83 年額 38,400円(月額 3,196円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満のかた	基準額	年額 57,800円 (月額 4,814円)
		税制改正がなければ第3段階に該当するが、税制改正による影響で第4段階に該当するかた	18年度 基準額×0.83 年額 38,400円(月額 3,196円) 19年度 基準額×0.91 年額 42,000円(月額 3,504円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	基準額	年額 69,300円 (月額 5,777円)
		税制改正がなければ第1段階又は第2段階に該当するが、税制改正による影響で第5段階に該当するかた	18年度 基準額×0.75 年額 34,700円(月額 2,888円) 19年度 基準額×1.0 年額 46,200円(月額 3,851円)
		税制改正がなければ第3段階に該当するが、税制改正による影響で第5段階に該当するかた	18年度 基準額×0.91 年額 42,000円(月額 3,504円) 19年度 基準額×1.08 年額 49,900円(月額 4,159円)

※年額の算定は、月額保険料を12倍して端数処理しています。  
※税制改正に伴う激変緩和措置対象者の20年度の保険料は本来の段階の介護保険料額となります。

ご利用  
ください

あなたの住む地域の  
地域包括支援センター

4月1日から、市内を5つの日常生活圏域にわけ、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、活動を開始しました。(下図参照)

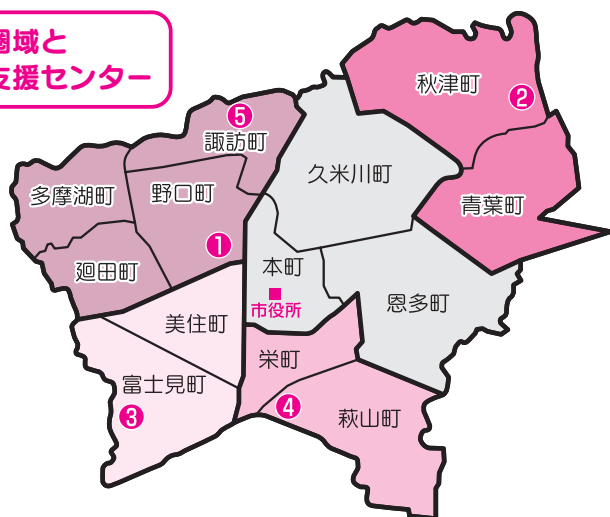
同支援センターは、保健、介護、福祉の3分野の専門職が連携し、高齢者のかたが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要な援助を中立的・公正な立場で行います。

各支援センターは、これまでの在宅介護支援センターが移行したもので、住所・電話番号は下表のとおりです。介護等については、お気軽にお住まいの地域の支援センターにご相談ください。

主な業務内容 介護等についての総合相談・支援事業、権利擁護、虐待防止及び早期発見、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント事業ほか

問い合わせ 保健福祉部高齢介護課

日常生活圏域と  
地域包括支援センター



地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	日常生活圏域
① 中部地域包括支援センター	野口町1-26-39 (社会福祉協議会内)	394-6662	本町・久米川町・恩多町
② 東部地域包括支援センター	秋津町1-32-18 (はるびの郷内)	392-6388	秋津町・青葉町
③ 西部地域包括支援センター	富士見町2-1-2 (万寿園内)	397-1091	富士見町・美住町
④ 南部地域包括支援センター	萩山町3-31-3 (緑風荘病院となり)	390-2211	萩山町・栄町
⑤ 北部地域包括支援センター	諏訪町2-26-1 (東京ばななん白光園となり)	397-5123	廻田町・多摩湖町・諏訪町・野口町